



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *15 和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則 (労働政策課)..... 1
- *16 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 4
- *17 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 6

○ 教育委員会規則

- *8 和歌山県立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則 7
- *9 和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則 11
- *10 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 11

○ 告示

- 271 火薬類取締法の規定に基づく指定試験機関への試験事務の委任 (危機管理・消防課)..... 12
- 272 都市計画事業の認可 (都市政策課)..... 12
- 273 平成30年和歌山県告示第122号(会計管理者の権限に属する事務の一部の委任等)の一部改正 (会計課)..... 13

○ 教育委員会告示

- *3 和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部改正 13

○ 訓令

- *5 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 14
- *6 和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令 (医務課)..... 14
- *7 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 28

○ 公告

- 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定 (健康推進課)..... 28

○ 諸報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)..... 29

規 則

和歌山県規則第15号

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立産業技術専門学院学則(平成5年和歌山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

	性別		を		に

改める。

別記第2号様式中

	男
	・
	女

を

--

に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第8条関係)

入 学 願 書

年 月 日

和歌山県立 産業技術専門学院長 様

貴学院で施設外訓練を受けたいので、出願します。

ふりがな					
氏 名	生年月日		年 月 日	年齢	歳
住 所	〒 _____ 電 話() - _____ _____ 携帯電話() - _____				
受講コース名					
受講の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
申込前の 事業所	事業所名				
	所在地				
	職 種				
	離職年月日				
職業訓練 受講歴	有 ・ 無	公共・基金 求職者支援	科	受 講 期 間	年 月 ~ 年 月
		公共・基金 求職者支援	科		年 月 ~ 年 月
		公共・基金 求職者支援	科		年 月 ~ 年 月
申込みの 具体的理由					

※公共職業安定所記載欄

所管公共職業安定所

和歌山・橋本・海南・湯浅・御坊・田辺・新宮・串本 (該当項目に○印)

担当者名

応募者区分

- 受講指示 ①雇用保険法第15条第1項
②労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等
に関する法律施行規則 第 条第 項第 号
- 支援指示
- 受講推薦
- その他 ()

備考 受講コース名は、受講を希望する施設外訓練のコース名を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第16号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(会計課等の出納員の会計事務)</p> <p>第9条 会計課の出納員は、前条の規定により委任された会計管理者の権限に属する事務（以下「委任事務」という。）のほか、次に掲げる事務（他の出納員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 振興局（海草振興局を除く。）</u>、東京事務所、紀北県税事務所、紀中県税事務所、紀南県税事務所、紀南児童相談所、仙溪学園、高等看護学院、なぎ看護学校及び田辺産業技術専門学院における旅費（災害その他緊急に支給する必要があるものを除く。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関すること。</p> <p><u>(15) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(かい等の出納員の会計事務)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 振興局地域振興部の主幹（会計担当）又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に掲げる事務（他のかい等の出納員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>(1) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び<u>支出に関すること</u>（次に掲げるものを除く。）。</p> <p>ア 農林大学校の和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第29条総務事務集中課の項第1号に規定する事務に係る支出であって、<u>会計管理者が軽易であると認めるもの（以下「軽易な支出」という。）</u>に関すること。</p> <p>イ <u>第9条第1項第14号に掲げるもの</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども・女性・障害者相談センター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉センター</td> <td style="text-align: center;">次長</td> </tr> </table>	略		子ども・女性・障害者相談センター	略	精神保健福祉センター	次長	<p>(会計課等の出納員の会計事務)</p> <p>第9条 会計課の出納員は、前条の規定により委任された会計管理者の権限に属する事務（以下「委任事務」という。）のほか、次に掲げる事務（他の出納員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(かい等の出納員の会計事務)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 振興局地域振興部の主幹（会計担当）又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に掲げる事務（他のかい等の出納員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>(1) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出（伊都振興局地域振興部の主幹（会計担当）の職にある出納員にあっては、農林大学校の和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第29条総務事務集中課の項第1号に規定する事務に係る支出で会計管理者が軽易であると認めるもの（以下「軽易な支出」という。）に伴うものを除く。）に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども・女性・障害者相談センター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略		子ども・女性・障害者相談センター	略		
略													
子ども・女性・障害者相談センター	略												
精神保健福祉センター	次長												
略													
子ども・女性・障害者相談センター	略												

略	
工業技術センター	総務管理課長
略	
和歌山下津港湾事務所	略
略	

別表第 2 (第 8 条関係)

出納員名	委任事務
略	
6 国際課の出納員	(1) 国際課の所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 略
略	
12 東京事務所の出納員	(1)・(2) 略 (3) 東京事務所の所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出に関すること(第 9 条第 1 項第 14 号に掲げるものを除く。) (4)~(7) 略
略	

別表第 4 (第 9 条、第 11 条関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
1 会計課の出納員	海草振興局 文書館 和歌山県税事務所 消防学校 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 向陽高等学校 桐蔭中学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 和歌山東警察署 和歌山西警察署 和歌山北警察署 海南警察署

略	
工業技術センター	政策調整課長
略	
和歌山下津港湾事務所	略
南紀白浜空港管理事務所	総務課長
略	

別表第 2 (第 8 条関係)

出納員名	委任事務
略	
6 国際課の出納員	(1) 国際課の証紙売りさばきに伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 略
略	
12 東京事務所の出納員	(1)・(2) 略 (3) 東京事務所の所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出(戻入を含む。)に関すること。 (4)~(7) 略
略	

別表第 4 (第 9 条、第 11 条関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
1 会計課の出納員	海草振興局 文書館 和歌山県税事務所 消防学校 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 向陽高等学校 桐蔭中学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 和歌山東警察署 和歌山西警察署 和歌山北警察署 海南警察署

2 略	略
3 伊都振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	伊都振興局 農林大学校 古佐田丘中学校 橋本高等学校 紀北工業高等学校 紀北農芸高等学校 笠田高等学校 伊都中央高等学校 きのかわ支援学校 橋本警察署 かつらぎ警察署
略	
6 西牟婁振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	西牟婁振興局 紀南県税事務所 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 給与福利課 紀南分室 教育センター 学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学校 田辺警察署 白浜警察署
略	

2 略	略
3 伊都振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	伊都振興局 農林大学校 古佐田丘中学校 橋本高等学校 紀北工業高等学校 紀北農芸高等学校 笠田高等学校 伊都中央高等学校 紀の川高等学校 きのかわ支援学校 橋本警察署 かつらぎ警察署
略	
6 西牟婁振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	西牟婁振興局 紀南県税事務所 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 南紀白浜空港管理事務所 給与福利課 紀南分室 教育センター 学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学校 田辺警察署 白浜警察署
略	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県規則第17号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収納の手続)</p> <p>第28条 指定金融機関等、出納員又は収納員は、歳入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するとともに、<u>収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。</u>ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 高等看護学院及びなぎ看護学校の入学考査手数料(和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第2条第2項第2号に該当するものに限る。)</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前</p>	<p>(収納の手続)</p> <p>第28条 指定金融機関等、出納員又は収納員は、歳入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付し、<u>収納済みの旨を出納機関に通知又は報告しなければならない。</u>ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 高等看護学院の入学考査手数料(和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第2条第2項第2号に該当するものに限る。)</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前</p>

渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金（以下「常時の前渡資金」という。）に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。

- (1)～(10) 略
- (11) 職員の警戒体制又は配備体制の発令時及び災害対策本部の設置時（次号及び第13号において「警備体制発令時等」という。）における、補食購入に要する食糧費並びに通勤（登庁時に限る。）に要する有料道路使用料 毎3月分以内の予定額
- (12) 略
- (13) 警備体制発令時等を除く災害時における即時に現金支払をしなければならない災害対策活動に要する燃料費、通信運搬費並びに使用料及び賃借料 毎3月分以内の予定額
- (14)～(24) 略

別表第1（第2条関係）

区分	地方機関
1 知事部局	振興局 文書館 東京事務所 県税事務所 消防学校 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 紀南児童相談所 仙浜学園 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 高等看護学院 なぎ看護学校 公営競技事務所 工業技術センター 産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所
略	

渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金（以下「常時の前渡資金」という。）に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。

- (1)～(10) 略
- (11) 職員の警戒体制又は配備体制の発令時及び災害対策本部の設置時（次号において「警備体制発令時等」という。）における、補食購入に要する食糧費並びに通勤（登庁時に限る。）に要する有料道路使用料 毎3月分以内の予定額
- (12) 略
- (13)～(23) 略

別表第1（第2条関係）

区分	地方機関
1 知事部局	振興局 文書館 東京事務所 県税事務所 消防学校 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 紀南児童相談所 仙浜学園 子ども・女性・障害者相談センター 高等看護学院 なぎ看護学校 公営競技事務所 工業技術センター 産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所 南紀白浜空港管理事務所
略	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立学校施設の使用に関する規則（昭和25年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用禁止) 第3条 和歌山県立学校の学校長（以下「学校長」という。）は、<u>学校施設の使用が次の各号の一に該当する場合は、その使用を禁止する。</u> (1)～(5) 略</p>	<p>(使用禁止) 第3条 学校施設は、次の各号の一に該当する場合は、その使用を禁止する。 (1)～(5) 略</p>

(使用許可)

- 第 4 条 学校施設を使用しようとする者は、学校長の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 学校長は、前項の規定による許可の申請に係る学校施設の使用が前条各号のいずれにも該当しない場合は、その許可をすることができる。
- 3 学校長は、第 1 項の許可をする場合において当該和歌山県立学校の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 4 学校長は、第 1 項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る事案が重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ、教育長の指示を受けなければならない。

(使用許可申請)

- 第 5 条 前条第 1 項の許可を受けようとする者は、別記第 1 号様式 (変更の許可を受けようとする場合にあつては、別記第 2 号様式) による申請書を学校長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し)

- 第 6 条 学校長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、使用中といえども第 4 条第 1 項の許可を取り消すことがある。
(1)～(5) 略

(補則)

- 第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(使用許可)

- 第 4 条 学校施設は、前条各号に掲げる場合を除き、その使用を許可することができる。
- 2 前項の許可の権限は、長期 (1 週間以上をいう。) の場合及び異例と認められる場合を除き、当該学校長に委任する。

(使用許可申請)

- 第 5 条 学校施設を使用しようとする者は、学校長の許可に係る場合にあつては別記第 1 号様式、教育委員会の許可に係る場合にあつては別記第 2 号様式により、申請しなければならない。

(使用許可の取消し)

- 第 6 条 教育委員会及び学校長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、使用中といえどもその許可を取り消すことがある。
(1)～(5) 略

(補則)

- 第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規定の施行に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

学校施設使用許可申請書

年 月 日

和歌山県立 学校長 様

住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 (団体にあっては名称及び代表者の職氏名)

㊟

電話番号 (団体にあっては、主たる事務所の電話番号)

下記のとおり学校施設を使用したいので、和歌山県立学校施設の使用に関する規則第4条第1項前段の規定により申請します。

記

1 使用の許可に係る学校施設の名称、所在地及び区分

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 区分

2 使用の許可を受けようとする部分の位置及び面積等の数量

3 使用の目的及び用途

4 使用の許可を受けようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由

6 その他必要な事項

7 添付書類

- (1) 関係図面 (使用の許可を受けようとする部分、使用の方法等を説明するもの)
- (2) 関係書類 (使用計画書等)

別記第2号様式(第5条関係)

学校施設使用変更許可申請書

年 月 日

和歌山県立 学校長 様

住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

㊟

電話番号(団体にあつては、主たる事務所の電話番号)

下記のとおり学校施設の使用の許可を変更したいので、和歌山県立学校施設の使用に関する規則第4条第1項後段の規定により申請します。

記

1 許可番号及び許可年月日

- (1) 許可番号 第 号
- (2) 許可年月日 年 月 日

2 使用の許可を受けた学校施設の名称、所在地及び区分

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 区分

3 変更事項及び変更予定年月日

- (1) 変更事項
- (2) 変更予定年月日 年 月 日

4 変更の内容

- (1) 変更前
- (2) 変更後

5 変更の理由

6 添付書類

- (1) 関係図面(使用の許可を受けようとする部分、使用の方法等を説明するもの)
- (2) 関係書類(使用計画書等)

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の和歌山県立学校施設の使用に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により和歌山県教育委員会が行った許可等の処分その他の行為又は旧規則の規定によりされた許可等の申請その他の行為で、同日後において学校長がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、この規則による改正後の和歌山県立学校施設の使用に関する規則（以下「新規則」という。）の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則の規定により和歌山県立学校の学校長が行った許可等の処分その他の行為又は旧規則の規定によりされた許可等の申請その他の行為は、新規則の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

4 この規則による改正前の別記第1号様式及び別記第2号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館利用規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（図書館の利用）</p> <p>第2条 次に掲げる資料（以下「図書館資料」という。）並びに施設及び設備は、この規則の定めるところにより利用することができる。</p> <p>(1) 図書館に所蔵する図書、記録、視聴覚教育の資料その他図書館奉仕のために収集した資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第5号において同じ。）を含む。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>次に掲げる日刊新聞紙を発行する者からインターネットを通じて閲覧の提供を受けることができる当該日刊新聞紙に掲載された時事に関する事項の電磁的記録その他の資料</u></p> <p>ア 日本経済新聞</p> <p>イ 産経新聞</p> <p>ウ 朝日新聞</p> <p>エ 毎日新聞</p> <p>オ 読売新聞</p> <p>2 略</p>	<p>（図書館の利用）</p> <p>第2条 次に掲げる資料（以下「図書館資料」という。）並びに施設及び設備は、この規則の定めるところにより利用することができる。</p> <p>(1) 図書館に所蔵する図書、記録、視聴覚教育の資料その他図書館奉仕のために収集した資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第10号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成27年和歌山県教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育長専決事項) 第3条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>教育財産(和歌山県立学校施設の使用に関する規則(昭和25年和歌山県教育委員会規則第2号)第2条に規定する学校施設を除く。)</u> の使用の許可及び取消しに関する事 (5)～(9) 略 2 略	(教育長専決事項) 第3条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。 (1)～(3) 略 (4) 教育財産の使用(短期の使用を除く。)の許可及び取消しに関する事 (5)～(9) 略 2 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第271号

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条の3第1項の規定に基づき、次のように指定試験機関に試験事務を行わせることとし、平成31年4月1日から適用する。昭和62年和歌山県告示第276号(火薬類取締法の規定に基づく指定試験機関への試験事務の委譲)は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定試験機関の名称及び住所
 公益社団法人 全国火薬類保安協会
 東京都中央区八丁堀四丁目13番5号
- 試験事務を取り扱う事務所の名称及び住所
 公益社団法人 全国火薬類保安協会和歌山県試験事務所
 和歌山県和歌山市東鍛冶屋町53
- 行わせる試験事務の範囲
 丙種火薬類製造保安責任者試験、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施に関する事務の全部

和歌山県告示第272号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 施行者の名称
 有田市
- 都市計画事業の種類及び名称
 有田都市計画公園事業4・3・1号楚都浜公園
- 事業施行期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

和歌山県有田市初島町浜字砂浜、港町字背戸山及び港町字三味坪地内

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第273号

平成30年和歌山県告示第122号（会計管理者の権限に属する事務の一部の委任等）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文別表第1の6の項委任事務の欄（1）中「証紙売りさばき」を「所掌事務」に改め、同表12の項委任事務の欄（3）中「（戻入を含む。）」を削り、「関すること」の次に「（和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）第9条第1項第14号に掲げるものを除く。）」を加える。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立図書館資料複写規程（昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（複写の範囲及び制限） 第2条 複写できる図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 次に掲げる日刊新聞紙を発行する者からインターネットを通じて閲覧の提供を受けることができる当該日刊新聞紙に掲載された時事に関する事項の電磁的記録その他の資料</u> ア 日本経済新聞 イ 産経新聞 ウ 朝日新聞 エ 毎日新聞 オ 読売新聞</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、複写しない。ただし、複写の制限をされている資料の複写であって、その制限の範囲内のものを行う場合は、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 前項第2号から第4号までに掲げる資料のうち複写することを制限され、又は禁止されている資料 (4) 略</p>	<p>（複写の範囲及び制限） 第2条 複写できる図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。 (1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、複写しない。ただし、複写の制限をされている資料の複写であって、その制限の範囲内のものを行う場合は、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 前項第2号及び第3号に掲げる資料のうち複写することを制限され、又は禁止されている資料 (4) 略</p>

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	形状	寸法（ミリメートル）	管守責任者	種類	形状	寸法（ミリメートル）	管守責任者
略				略			
企業出納員印	略	略	<u>公営企業課長 下 水道課長</u>	企業出納員印	略	略	<u>公営企業課長</u>
現金取扱員印	略	略	略	現金取扱員印	略	略	略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第6号

福 祉 保 健 部
和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程（昭和61年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（受付票の交付）</p> <p>第4条 窓口事務担当者は、診察券を作成した場合又は診察券の提出があった場合は、<u>受付票（別記第3号様式）</u>を初診患者又は再診患者に交付しなければならない。</p> <p>（外来料金の計算）</p> <p>第6条 窓口事務担当者は、外来患者から<u>受付票</u>の提出を受けたときは、診療費の計算をする</p>	<p>（外来処方せんの交付）</p> <p>第4条 窓口事務担当者は、診察券を作成した場合又は診察券の提出があった場合は、<u>外来処方せん（別記第3号様式）</u>を初診患者又は再診患者に交付しなければならない。</p> <p>（外来料金の計算）</p> <p>第6条 窓口事務担当者は、外来患者から<u>外来処方せん</u>の提出を受けたときは、<u>当該外来処方せ</u></p>

ともに、外来現金納入書（別記第 4 号様式（その 1））を作成し、納入者に交付しなければならない。

（外来料金の収納等）

第 7 条 現金取扱員は、外来現金納入書により現金を収納したときは、直ちに領収証書（別記第 4 号様式（その 2））に領収日付印（別記第 5 号様式）を押印し、納入者に交付しなければならない。

第 8 条 削除

（入院事務）

第 10 条 センターに入院させる場合は、和歌山県立こころの医療センター入院規則（平成 7 年和歌山県規則第 62 号）の定めるところにより関係書類及び被保険者証等を提出させなければならない。

第 11 条 削除

（入院患者診療費の調定等）

第 12 条 入院患者診療費は、財務規程第 19 条の規定により調定をしなければならない。

2 入院患者の診療費について調定したときは、直ちに納入通知書兼領収証書（別記第 6 号様式（その 1））により当該納入義務者に通知しなければならない。

（納入通知書兼領収証書による収納）

第 13 条 現金取扱員は、納付者から納入通知書兼領収証書を添え、入院料に係る歳入金の納付を受けたときは、これを収納し、納入通知書兼領収証書及び収納済通知書（別記第 6 号様式（その 2））に領収日付印を押印し、当該納入通知書兼領収証書を納入者に交付しなければならない。

（納入通知書兼領収証書によらない収納）

第 13 条の 2 現金取扱員は、納入者から納入通知書兼領収証書を添えないで、入院料に係る歳入金の納付を受けたとき及び入院患者から退院時において入院料の納付を受けたときは、入院現金納入書（別記第 7 号様式）により収納するとともに、納入者に領収証書（別記第 7 号様式）を交付しなければならない。

2 略

（証拠書類等の整理）

第 17 条 収入に係る証拠書類は、1 日分をとりまとめ収入日計表（別記第 8 号様式）に集計の上、院長の決裁を受けて月別に編さんしなければならない。

んに記載された診療事項に基づき診療費の計算をするとともに、外来現金納入書（別記第 4 号様式）を作成し、納入者に交付しなければならない。

（外来料金の収納等）

第 7 条 現金取扱員は、外来現金納入書により現金を収納したときは、直ちに領収証書に領収日付印（別記第 5 号様式）を押印し、納入者に交付しなければならない。

（外来処方せんの保管）

第 8 条 外来処方せんは、1 箇月分を各科ごとの日付順に編さん保管しなければならない。

（入院事務）

第 10 条 センターに入院させる場合は、和歌山県立こころの医療センター入院規則（昭和 27 年和歌山県規則第 98 号）の定めるところにより関係書類及び被保険者証等を提出させなければならない。

2 入院事務担当者は、前項による書類の提出があったときは、入院患者名簿（別記第 6 号様式）を作成しなければならない。

3 前項の入院処置せんは、2 箇月にわたり使用してはならない。

（入院請求台帳）

第 11 条 入院請求台帳（別記第 7 号様式）は、入院処置せん（別記第 8 号様式）、入院処方せん（別記第 9 号様式）及び注射せん（別記第 10 号様式）に基づき作成しなければならない。

（入院患者診療費の調定等）

第 12 条 入院患者診療費は、入院請求台帳によりその月の終了後集計し、診療報酬集計表（別記第 11 号様式）を作成するとともに、財務規程第 19 条の規定により調定をしなければならない。

2 入院患者の診療費について調定したときは、直ちに納入通知書兼領収証書（別記第 12 号様式）により当該納入義務者に通知しなければならない。

（納入通知書兼領収証書による収納）

第 13 条 現金取扱員は、納付者から納入通知書兼領収証書を添え、入院料に係る歳入金の納付を受けたときは、これを収納し、納入通知書兼領収証書及び収納済通知書に領収日付印（別記第 5 号様式）を押印し、当該納入通知書兼領収証書を納入者に交付しなければならない。

（納入通知書兼領収証書によらない収納）

第 13 条の 2 現金取扱員は、納入者から納入通知書兼領収証書を添えないで、入院料に係る歳入金の納付を受けたとき及び入院患者から退院時において入院料の納付を受けたときは、入院現金納入書（別記第 13 号様式）により収納するとともに、納入者に領収証書を交付しなければならない。

2 略

（証拠書類等の整理）

第 17 条 収入に係る証拠書類は、1 日分をとりまとめ収入日計表（別記第 14 号様式）に集計のうえ、院長の決裁を受けて月別に編さんしなければならない。

(現金取扱員の収納金引継手続)
第19条 現金取扱員は、第7条、第13条及び第13条の2の規定により収納した収納金を財務規程第20条の規定により出納取扱金融機関に払い込んだときは、収納済通知書、収入日計表及び現金引継簿(別記第9号様式)を添えて企業出納員に引き継がなければならない。

(現金取扱員の収納金引継手続)
第19条 現金取扱員は、第7条、第13条及び第13条の2の規定により収納した収納金を財務規程第20条の規定により出納取扱金融機関に払い込んだときは、領収済通知書、収入日計表及び現金引継簿(別記第15号様式)を添えて企業出納員に引き継がなければならない。

別記第1号様式から別記第4号様式(その2)までを次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

診療申込書

※太枠内に御記入の上、保険証を添えて提出してください。

ID番号		希望する科名 に○印を付け てください。	No.		年	月	日
新患 <input type="checkbox"/> 各種変更 <input type="checkbox"/>			・精神科	申込日			
フリガナ							
氏名							
住所		〒 (電話)					
生年月日		年	月	日	年齢	歳	性別
						男・女	

別記第2号様式 (第3条、第4条関係)

(表面)

No. _____

発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

国・社・退・後期・他 (本・家)
公 (通・身・愛・乳・他)

_____ 年 _____ 月 _____ 日生

様

和歌山県立 ころの医療センター

〒 6 4 3 - 0 8 1 1 有田郡有田川町庄 3 1 番地

電話 0 7 3 7 - 5 2 - 3 2 2 1 FAX 0 7 3 7 - 5 2 - 5 5 7 1

(裏面)

- ◎ 本券は、診療の都度受付へお渡しください。
- ◎ 保険証は、毎月最初の来院日に必ず御提示ください。
- ◎ 保険証に変更があった場合は、必ず受付へお知らせください。
- ◎ 日曜日、土曜日、祝祭日及び年末年始 (12月29日～1月3日) は、休診日です。
- ◎ 受付時間は、午前8時45分から午前11時30分までです。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年												
年												

別記第3号様式 (第4条関係)

【 受 付 票 】

受付番号は 番です。
番号でお呼びします。

受付日		診療科		<input type="checkbox"/> 他科あり
患者番号	患者氏名	性別	生年月日	年齢

予約/予定

診療科	予約時間	診察内容	診察医	備考

指示	内容	実施
/	初 診 (分)	/
	診断書 (通)	
	紹介状 (通)	
	心理検査	
	注射	
	採血	

指示	内容	実施
	レントゲン	
	C T	
	心電図	
	脳波	
	超音波検査	
/	認知行動療法 (分)	/

その他備考

別記第4号様式 (その1) (第6条)
(その1)

外来現金納入書

和歌山県立こころの医療センター事業会計

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県有田郡有田川町庄 3 1 番地
Tel (0737) 52-3221

年度 _____ 患者番号 _____ 領収書No. _____ 診療科 _____
氏名 _____ 様 発行日 _____ 保険割合 _____ 費用区分 _____
負担割合 _____

保 險 分	初・再診料 点	指 導 料 点	在宅医療 点	検 査 料 点	画像診断料 点	投 薬 料 点	注 射 料 点	リハビリテーション 点
	専門療法 点	処 置 料 点	手 術 料 点	麻 酔 料 点	放射線治療 点	病理診断 点	診療負担金 円	点
保 險 外	文 書 料 円	健 診 代 円	円	円	円	円	円	円
	自 費 円	円	円	円	消 費 税 円	保険外分合計 円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円

一部負担金 円	診療負担金 円	今回請求額 円	前回未収金 円	合計請求額 円	診療総点数 点
------------	------------	------------	------------	------------	------------

領収日付印

上記のとおり納付してください。

和歌山県立こころの医療センター院長

別記第4号様式 (その2) (第7条関係)
(その2)

領収証書 (外来)

和歌山県立こころの医療センター事業会計

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県有田郡有田川町庄 3 1 番地
TEL (0737) 52-3221

年度 _____ 患者番号 _____ 領収書No. _____ 診療科 _____
氏名 _____ 様 発行日 _____ 保険割合 _____ 費用区分 _____
負担割合 _____

保 險 分	初・再診料	指 導 料	在宅医療	検 査 料	画像診断料	投 薬 料	注 射 料	リハビリテーション
	点	点	点	点	点	点	点	点
保 險	専門療法	処 置 料	手 術 料	麻 酔 料	放射線治療	病理診断	診療負担金	
	点	点	点	点	点	点	円	点
保 險 外	文 書 料	健 診 代						
	円	円	円	円	円	円		
	自 費				消 費 税	保険外分合計		
	円	円	円	円	円	円		

一部負担金	診療負担金	今回請求額	前回未収金	合計請求額	診療総点数
円	円	円	円	円	点

領収日付印

上記のとおり領収しました。

和歌山県立こころの医療センター
企業 出 納 員

※領収印のないものは無効です。

別記第6号様式から別記第11号様式までを削る。

別記第12号様式 (その1) を別記第6号様式 (その1) とし、同様式を次のように改める。

別記第6号様式 (その1) (第12条、第13条、第13条の2関係)
(その1)

納入通知書兼領収証書	
年度	和歌山県立こころの医療センター事業会計
	請求期間
様	
金額	円 (うち食事負担金 円)
ただし、治療費自己負担金 月分	
納期限	年 月 日
納入場所	株式会社 紀陽銀行本店又は支店
上記のとおり納付してください。	領収日付印
年 月 日	
和歌山県有田郡有田川町庄 3 1 番地	
和歌山県立こころの医療センター院長 印	
注意 納入通知書は切り離さないで提出してください。 領収証書は大切に保存してください。	

保 険 分	初・再診料	指 導 料	在宅医療	検 査 料	画像診断料	投 薬 料
	点	点	点	点	点	点
	注 射 料	リハビリテーション	専門療法	処 置 料	手 術 料	麻 酔 料
	点	点	点	点	点	点
保 険 外	放射線治療	病理診断	入院料	一部負担金		
	点	点	点	円	点	点
保 険 外	自 費				消 費 税	保険外合計
	円	円	円		円	円

診療負担金	食事負担金	前回未収金	合計請求額	診療総点数
円	円	円	円	点

別記第12号様式 (その2) を別記第6号様式 (その2) とし、同様式を次のように改める。

別記第6号様式 (その2) (第13条、第19条関係)

(その2)

<h2 style="margin: 0;">収 納 済 通 知 書</h2>			
年度	和歌山県立こころの医療センター事業会計		
	請求期間		
様			
(款)	(項)		
(目)	(節)		
金 額	円 (うち食事負担金 円)		
ただし、治療費自己負担金 月分			
<p style="text-align: center;">上記金額の納付を受けたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">和歌山県立こころの医療センター</p> <p style="text-align: center;">企業出納員様</p>			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">領 収 日 付 印</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>		領 収 日 付 印	
領 収 日 付 印			

別記第12号様式（その3）を削る。

別記第13号様式を別記第7号様式とする。

別記第14号様式を別記第8号様式とし、同様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第17条、第19条関係)

収入日計表

和歌山県立こころの医療センター事業会計
年 月 日分

院 長	局 長	次 長	課 長	主 査	係	起 案

		日 計		月 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 業 収 益	入院収益				
	外来収益				
	その他医業収益				
	小 計				
医 業 未 収 金 (現 年 度)	入院収益				
	外来収益				
	その他医業収益				
	小 計				
医 業 未 収 金 (過 年 度)	入院収益				
	外来収益				
	その他医業収益				
	小 計				
医 業 外 収 益	受取利息・配当金				
	国庫補助金 (収益)				
	他会計補助金				
	他会計負担金				
	患者外給食収益				
	その他・有価証券売却				
	医業外・不用品売却				
	収益・その他				
	小 計				
医 業 外 未 収 金	現年度				
	過年度				
	小 計				
資 本 的 収 益	企業債				
	国庫補助金 (資本)				
	貸地料				
	他会計補助金				
	他会計負担金				
	小 計				
そ の 他	一時借入金				
	預り金				
	戻入金				
	その他				
	小 計				
合	計				

別記第15号様式を別記第9号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の別記第1号様式から別記第4号様式(その2)まで及び別記第12号様式(その1)から別記第15号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県訓令第7号

庁中一般

各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程(昭和62年和歌山県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会計課の総務企画班長、審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決事項)</p> <p>第5条 会計課の総務企画班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 会計課の総務企画班長、審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決することができる事項に係る事案について、当該班長が不在のときは、当該班長の上司がこれを代決するものとする。</p>	<p>(会計課総務班長、審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決事項)</p> <p>第5条 会計課の総務班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 会計課の総務班長、審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決することができる事項に係る事案について、当該班長が不在のときは、当該班長の上司がこれを代決するものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第71号)第8条の規定により、和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般社団法人和歌山県歯科医師会
和歌山県和歌山市築港一丁目4番地の7
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年3月28日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地並びに長山団地に係る管理の内容
 - ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による県営住宅等の管理
 - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
 - (2) 2で定める県営住宅等のうち、（1）に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで